

旭川市社会福祉法人及び社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の 指導監査結果等に係る情報公開実施要綱

第1 情報公開の目的

福祉サービス等を利用しようとする者が社会福祉法人及び社会福祉法人が運営する社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資することを目的とする。

第2 情報公開の対象

この要綱に基づく情報公開の対象については、次のとおりとする。

1 対象とする指導監査等

- (1) 旭川市社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施要綱（以下「社会福祉法人監査要綱」という。）第4条第1項に定める指導監査
- (2) 介護保険施設等指導監査要綱（以下「介護保険監査要綱」という。）第3の規定に基づく監査
- (3) 旭川市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（以下「障害福祉監査要綱」という。）第3の規定に基づく監査

2 対象とする社会福祉法人及び社会福祉施設等

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第83条第4項に規定する障害者支援施設
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する母子生活支援施設、保育所。ただし、保育所には旭川市が設置するものを含む。

3 対象とする指導監査等の結果

- (1) 社会福祉監査要綱第10条第4項の規定により「文書指導」とした指導内容
- (2) 介護保険監査要綱第3第8項並びに障害福祉監査要綱第3の8の規定により勧告した内容又は改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められ文書で通知した事項

第3 情報公開の方法等

1 情報公開の方法

この要綱に基づく情報公開は、第1号から第5号までに掲げる事項を旭川市のホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 指導監査等を実施した社会福祉法人等の名称, 施設等種別
- (2) 指導監査等の種類及び実施日
- (3) 指導監査等の実施結果 (文書指導の有無及びその要旨)
- (4) 前号の結果に対する改善状況
- (5) その他必要と認める事項
- (6) 第4号の改善状況は, 文書指導に対する報告 (以下「改善報告」という。) の内容等に応じ, 次の用語で表示するものとする。
 - ア 文書指導に係る改善が完了したと認められる場合「改善済」
 - イ 文書指導に係る改善に着手し又は着手する意思が明示され, 改善が見込まれる場合「改善見込み」
 - ウ 文書指導に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合「未改善」

2 情報公開の事前通知

- (1) 第2の1各号の指導監査等の実施について通知する際には, この要綱に基づく情報公開の実施について, 併せて通知するものとする。
- (2) 第2の3各号の指導監査等の結果について通知する際には, この要綱に基づき情報公開を行う文書指導の要旨及びその修正に係る手続について併せて通知するものとする。

第4 その他

この要綱に基づく情報公開に関し, 必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は, 平成27年9月8日から施行し, 同日以後に実施する第2第1項各号に掲げる指導監査等によるものについて適用する。